

芦屋町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3月

芦屋町

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年5月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行い、連携体制の構築を目指すため、「芦屋町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路の点検及び危険箇所対策に関する合同会議

児童生徒が安心して通学できる環境整備のため、各道路管理者、教育関係者、警察等と合同で通学路の安全点検を実施し、連携して危険箇所対策を図るため、事務局が関係者等を招集して合同会議を適宜（年1回程度）開催する。

- ・ 芦屋町都市整備課（町道管理主管：事務局）
- ・ 芦屋町教育委員会（通学路主管）
- ・ 芦屋町環境住宅課（交通安全啓発主管）
- ・ 福岡県折尾警察署
- ・ 福岡県北九州県土整備事務所（必要に応じて）
- ・ 町内小中学校、PTA（必要に応じて）
- ・ 地元関係者等（必要に応じて）

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

合同点検の実施時期は、効率的・効果的に合同点検を行うため、町内の4つの小中学校の通学路について、各学校関係者等から危険箇所の情報収集を行い、関係機関による合同会議において、重点課題を設定し、現状確認のため、適宜(年1回程度)合同点検を実施します。

(3) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校関係者等から対策実施後の状況について情報収集を行い、対策実施後の効果の把握を実施します。

(5) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。